令和4年9月5日 障害福祉部 障害者地域生活課

### 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

# 1 主旨

世田谷区立島山福祉作業所が実施する障害福祉サービスに生活介護を追加するため、改正する条例を令和4年第3回区議会定例会へ提案する。

### 2 改正内容

世田谷区立障害者福祉施設条例別表第2の世田谷区立烏山福祉作業所が実施する障害福祉サービスに生活介護を追加する。

※別紙新旧対照表(案)のとおり。

# 3 施行日

規則で定める日から施行する。

# 4 今後のスケジュール (予定)

令和4年 9月 令和4年第3回区議会定例会(改正条例案の提案)

令和4年11月 令和4年第4回区議会定例会(世田谷区立烏山福祉作業所

指定管理者の指定の提案)

令和5年 4月 世田谷区立烏山福祉作業所での生活介護サービス開始

# 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)

改正後	改正前		
○世田谷区立障害者福祉施設条例	○世田谷区立障害者福祉施設条例		
平成19年12月11日条例第64号	平成19年12月11日条例第64号		
改正	改正		
平成21年12月8日条例第50号	平成21年12月8日条例第50号		
平成22年9月30日条例第36号	平成22年9月30日条例第36号		
平成23年10月4日条例第28号	平成23年10月4日条例第28号		
平成24年3月6日条例第2号	平成24年3月6日条例第2号		
平成25年3月5日条例第14号	平成25年3月5日条例第14号		
平成26年3月7日条例第10号	平成26年3月7日条例第10号		
平成28年6月24日条例第36号	平成28年6月24日条例第36号		
平成30年12月10日条例第69号	平成30年12月10日条例第69号		
令和4年 月 日条例第 号			
世田谷区立障害者福祉施設条例	世田谷区立障害者福祉施設条例		
第1条~第16条 (略)	第1条~第16条 (略)		
附則(略)	附 則 (略)		
附 則(令和4年 月 日条例第 号) この条例は、規則で定める日から施行する。			
別表第1 (第3条関係) (略)	別表第1(第3条関係) (略)		
	別表第2(第5条関係)		
施設 障害福祉サービス	施設 障害福祉サービス		
世田谷区立ほほえみ経堂生活介護	世田谷区立ほほえみ経堂生活介護		

改正後			改正前			
世田谷区立すまいる梅丘	生活介護		世田谷区立すまいる梅丘	生活介護		
世田谷区立三宿つくしんぼホー	生活介護		世田谷区立三宿つくしんぼホー	生活介護		
$\Delta$			<u>ل</u>			
世田谷区立駒沢生活実習所	生活介護 生活介護 生活介護		世田谷区立駒沢生活実習所	生活介護		
世田谷区立桜上水福祉園			世田谷区立桜上水福祉園	生活介護 生活介護		
世田谷区立奥沢福祉園			世田谷区立奥沢福祉園			
世田谷区立九品仏生活実習所	生活介護		世田谷区立九品仏生活実習所	生活介護		
世田谷区立九品仏生活実習所中	生活介護		世田谷区立九品仏生活実習所中	生活介護		
町分場			町分場			
世田谷区立千歳台福祉園	生活介護		世田谷区立千歳台福祉園	生活介護		
世田谷区立給田福祉園	生活介護		世田谷区立給田福祉園	生活介護		
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就		世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就		
	労継続支援			労継続支援		
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就		世田谷区立岡本福祉作業ホーム	生活介護 就労移行支援 就		
玉堤分場	労継続支援		玉堤分場	労継続支援		
世田谷区立障害者就労支援セン	就労移行支援 就労定着支援		世田谷区立障害者就労支援セン	就労移行支援 就労定着支援		
ターすきっぷ			ターすきっぷ			
世田谷区立下馬福祉工房	就労継続支援		世田谷区立下馬福祉工房	就労継続支援		
世田谷区立世田谷福祉作業所	生活介護 就労移行支援 就		世田谷区立世田谷福祉作業所	生活介護 就労移行支援 就		
	労継続支援			労継続支援		
世田谷区立玉川福祉作業所	就労移行支援 就労継続支援		世田谷区立玉川福祉作業所	就労移行支援 就労継続支援		
	就労定着支援			就労定着支援		
世田谷区立玉川福祉作業所等々	就労移行支援 就労継続支援		世田谷区立玉川福祉作業所等々	就労移行支援 就労継続支援		
力分場	就労定着支援		力分場	就労定着支援		
世田谷区立砧工房	就労移行支援 就労継続支援		世田谷区立砧工房	就労移行支援 就労継続支援		
	就労定着支援			就労定着支援		
世田谷区立砧工房分場キタミ・ク	就労移行支援 就労継続支援		世田谷区立砧工房分場キタミ・ク	7 就		

改正後						
リーンファーム 就労定着支援						
世田谷区立烏山福祉作業所	生活介護 就労継続支援					
世田谷区立梅丘ウッドペッカー	生活介護 就労継続支援					
の森						

# 備考

- 1 就労継続支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号) 第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。
- 2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム及び世田谷区立岡本福祉作業 ホーム玉堤分場は、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種 のものについては、他方の施設は行わないことができる。
- 3 世田谷区立玉川福祉作業所及び世田谷区立玉川福祉作業所 等々力分場は、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種のも のについては、他方の施設は行わないことができる。
- 4 世田谷区立砧工房及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種のものについては、他方の施設は行わないことができる。

改正前							
	リーンファーム	就労定着支	7援				
	世田谷区立烏山福祉作業所	就労継続支	<b>支援</b>				
	世田谷区立梅丘ウッドペッカー	生活介護	就労継続支援				
	の森						

# 備考

- 1 就労継続支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号) 第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。
- 2 世田谷区立岡本福祉作業ホーム及び世田谷区立岡本福祉作業 ホーム玉堤分場は、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種 のものについては、他方の施設は行わないことができる。
- 3 世田谷区立玉川福祉作業所及び世田谷区立玉川福祉作業所 等々力分場は、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種のも のについては、他方の施設は行わないことができる。
- 4 世田谷区立砧工房及び世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームは、一方の施設が行う障害福祉サービスと同種のものについては、他方の施設は行わないことができる。